

ビジネスと人権・ニュースレター

第2号

テーマ: 人権に関する開示と保証のフレームワーク

本ニュースレターで取り上げた内容や自社と関係するサステナビリティ関連の問題について、さらなる情報交換を希望される場合は、お気軽にお問い合わせください。

お問合わせ先



牛島 慶一
CCaSSリーダー
Tel: +81 3 3503 3292
Keiichi.Ushijima@jp.ey.com



Ashleigh Owens
エグゼクティブディレクター
Tel: +81 3 3503 3292
owens-ashleigh@shinnihon.or.jp



名越 正貴
マネージャー
Tel: +81 3 3503 3292
nagoshi-mstk@shinnihon.or.jp

6月にドイツで開催されたG7サミットの首脳宣言は、人権の尊重にコミットし、世界的なサプライチェーンにおいては労働者の権利や環境保護を促進するため、国連ビジネスと人権に関する指導原則(以下、指導原則)に沿った国別行動計画の策定や、企業による人権デュー・デリジェンスの実施し透明性や説明責任を向上することを要請しています。

こうした人権尊重の国際的な流れは、前号でご紹介した2015年2月公表の“Human Rights Reporting Framework”(以下、「人権報告フレームワーク」)に従って、企業が指導原則に基づいた人権に関する活動を開示することによって、一層促進されていくものと考えられます。また現在RAFI^{*1}では、この人権に関する開示に対して保証を提供するためのフレームワーク(以下、「人権保証フレームワーク」)が、2016年のリリースに向けて議論されています。

「人権報告フレームワーク」の導入状況

エリクソン社は、人権に関する開示・報告の枠組みである「人権報告フレームワーク」を適用した初めての報告書を、4月に公表しました。また、パイロット導入企業のユニリーバは最初の報告書を今夏に発行する予定です。早期導入企業であるH&M、Nestle、Newmontの3社も、Shiftと直接協力しながら人権報告フレームワークを2015年の報告に適用することを目指しています。そのほかすでに30社以上が、外部報告プロセス、あるいはまず内部の人権マネジメントシステムの改善において、実際に人権報告フレームワークを使用しているとShiftは伝えています。

こうした動きのねらいは、法的な要件よりも前に、リーダー企業が率先して取り組みその内容を開示・共有することで、人権尊重の意識や活動を浸透・定着させることにあります。指導原則の条約化の動きもあることから、開示を通じて企業の取組みを広く認知させることで、指導原則を早期に実効性あるものにしていくねらいがあると考えられます。

また、一部の証券取引所やSRI等も、この人権に関する開示のフレームワークに興味を示していることから、将来的に開示のスタンダードになっていくことも想定されます。

「人権保証フレームワーク」の開発

「人権報告フレームワーク」の公表に続き、現在、RAFIでは「人権保証フレームワーク」の策定に向けて、様々なステークホルダーを巻き込んだ議論が行われています。2015年6月には、フレームワークの構成要素及び、全体の方向性に影響する重要な内容についての協議が行われており、今後、2015年中にパイロット版やドラフトフレームワークの作成・協議を経て、2016年のはじめに最終版が公表される予定です。

^{*1} RAFI (Human Rights Reporting and Assurance Frameworks Initiative): Shift(指導原則に関する主導的役割を果たしている専門組織)とMazars(監査、会計等のプロフェッショナルファーム)が中心となり、国際的なマルチステークホルダー形式で指導原則に基づいた報告と保証フレームワークを開発するプロジェクト



Building a better
working world

「人権保証フレームワーク」の課題

「人権保証フレームワーク」の本格的な協議に先立ち、RAFIは4月に“Vision for Human Rights Assurance”（以下“Vision”）を公表し、人権に関する開示への保証について、ビジョンと課題を明らかにしています。

人権に関する開示への保証は、企業の人権に関する開示が適切な基準（人権報告フレームワーク）に従って適切に作成されているかについて、独立した第三者である保証プロバイダーが保証意見を表明するものです。したがって、保証を受ける企業は、「人権報告フレームワーク」の最低限の内容を満たした開示をしている必要があります。

具体的には、人権尊重方針のコミットメントやその実現のための取組み、主要な人権課題（salient human rights issue）とその決定方法、主要な人権課題に関する方針やステークホルダーエンゲージメント、影響評価、課題解決のための取組みとその有効性、人権侵害からの救済等について、人権に関する開示に含めることが求められています。保証プロバイダーは、これらの企業の開示（＝経営者のアサーション）に対して保証意見を提供します。人権へ及ぼす影響や発生可能性（の低減）については原則として意見を述べません。

前出の“Vision”では、保証意見のプロバイダーは、保証のプロセスと発見事項に関する洞察に満ちた情報を提供すべきとし、実際の認識された問題に対する取組みを促進することで、その価値と信頼性を増すことができるとしています。このため、“Vision”では、保証のプロバイダーは、人権に関する開示への保証に必要な知識、技術、能力を有する組織・個人であって、一般的な保証の技術に加え、関連業界の技術的な専門性も有していなければならないとしています。保証のレベルとしてはまずは「限定的保証」を対象とするが、可能であれば「合理的保証」も検討するとしています。

また、有意義な保証は、単に企業が人権方針とプロセスの存在を報告しているかどうかを検証するだけではなく、それらが有効（effective）かどうかを考慮すべきであるとしています。有効性をどのように評価するかは人権に関する開示への保証の課題のひとつとなっており、その継続した議論には、EYの代表も参加しています。

チームメンバーのご紹介：小池 裕子



CCaSS東京チームのマネージャーである小池は、プロジェクト管理・品質管理に加え、ビジネスと人権、サステナビリティ、統合報告の分野における調査研究や、企業の人権方針策定、人権デューデリジェンスの仕組み構築・実施等の支援を行っています。特に、本号のテーマである人権報告と保証の分野に重点を置いています。日本の公認会計士資格を持ち、国内上場企業や公益法人等の監査・保証業務や内部統制構築支援等に加え、CSR報告書・統合報告書の導入支援及び報告書作成支援、非財務情報の保証業務、サプライチェーン監査、ステークホルダー・エンゲージメント等の業務経験があります。

EYの人権関連サービス

EY Japan気候変動・サステナビリティサービス（CCaSS）は、クライアントが国際的に認知された人権を、あらゆる事業拠点で尊重できるよう支援しています。チームのメンバーは国際的な人権領域で指導的役割を果たした経験を持ち、国連のビジネスと人権フォーラムで講演したり、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）を支援したりしています。Owensと牛島は、国連グローバル・コンパクト（ニューヨーク）の「人権と労働に関する作業部会」の日本政府代表を務め、EY Japanはグローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークとパートナーシップを締結しています。CCaSSチームのメンバーは、以下のような人権関連分野で広範な実務経験を有しています。

- ▶ 人権政策・方針の策定
- ▶ 人権デューデリジェンス
- ▶ 人権関連のEラーニング
- ▶ 利害関係者とのエンゲージメント
- ▶ 人権関連の情報公開と報告
- ▶ 人権教育と意識改革

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社、EYアドバイザー株式会社などの13法人から構成されており、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはeyjapan.jpをご覧ください。

© 2015 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。